

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成30年12月10日(月) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時11分

出席者 委 員 委員長 福 田 裕 司

福 富 善 明 入 野 登志子 永 田 武 志

関 口 孫一郎 針 谷 正 夫 大阿久 岩 人

天 谷 浩 明

傍 聴 者 小 平 啓 佑 浅 野 貴 之 古 沢 ちい子

大 谷 好 一 青 木 一 男 茂 呂 健 市

内 海 成 和 小久保 かおる 針 谷 育 造

千 葉 正 弘 白 石 幹 男 小 堀 良 江

梅 澤 米 満 中 島 克 訓

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 金 井 武 彦

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 岩 川 成 生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策部長	茅原	剛
総合政策部副部長	小保方 昭	洋
総務部長	川津 浩	章
危機管理監	榎本 佳	和
財務部長	杉山 知	也
消防長	石田	栄
総合政策課長	増山 昌	章
シティプロモーション課長	福田 栄	治
蔵の街課長	中田 芳	明
遊水地課長	荒川	明
地域づくり推進課長	横倉 延	男
総務課長	名淵 正	己
職員課長	瀬下 昌	宏
契約検査課長	木村 浩	二
危機管理課長	糸井 孝	王
財政課長	寺内 秀	行
市民税課長	海老沼 文	明
消防総務課長	上岡 健	司
消防第1課長	栗田	誠
議事課長	金井 武	彦

平成30年第5回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

平成30年12月10日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第110号 栃木市小平浪平顕彰基金条例の制定について
- 日程第2 議案第111号 栃木市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第112号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第113号 栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第105号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第3号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福田裕司君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（福田裕司君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（福田裕司君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第110号 栃木市小平浪平顕彰基金条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

増山課長。

○総合政策課長（増山昌章君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第110号 栃木市小平浪平顕彰基金条例の制定についてご説明をさせていただきます。議案書は、1ページから3ページ、議案説明書は1ページでございます。

まず、議案説明書の1ページをごらんください。提案理由につきましては、市内都賀町出身で日立製作所の創業者である小平浪平氏の功績を顕彰することを目的とし、本年10月5日に栃木商工会議所から1,000万円の寄附をいただきましたことから、同氏の功績を顕彰するための事業の財源に充てることを目的とした基金を設置するため、本基金条例の制定について議会の議決を求めるものであります。

参照条文は省略させていただきます。

続きまして、議案書の1ページをお開きください。こちらは議案第110号の制定文であります。

続きまして、議案書2ページをお開きください。まず、第1条であります。同氏の功績を顕彰するための事業の財源に充てるため基金を設置するというものであります。

続きまして、第2条につきましては、基金は指定の寄附金及び予算で定める金額を積み立てると定めたものであります。

第3条につきましては、基金に属する現金は金融機関への預金その他最も確実、有利な方法によ

り保管することや、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができると定めたものであります。

第4条では、運用益金の処理、第5条では繰替運用について規定しています。

第6条では、基金は、同氏の功績の顕彰事業に要する費用にその全部または一部を処分できると定めたものであります。

第7条は、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定めるとしたものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行したいというものであります。

以上で、栃木市小平浪平顕彰基金条例の制定についての説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。この基金についてですけれども、栃木商工会議所から1,000万円という寄附がありました。栃木市自体の持ち出しの積み立てする準備というか、そういうのはお考えなのか、お伺いします。

○委員長（福田裕司君） 増山課長。

○総合政策課長（増山昌章君） 現時点におきましては、この基金につきましては、会議所からいただきました1,000万円を原資とすることを考えておりまして、市として現時点で、この基金に積み立てるために予算措置をするということは考えておりません。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、この処分についてなのですけれども、この処分、一応これからいろいろな状況で進めると思いますが、予定としては何か考えている支出というのですか、そこから出す予定は何かお考えがあるのか、お伺いします。

○委員長（福田裕司君） 増山課長。

○総合政策課長（増山昌章君） 条例案にありますように同氏の顕彰に係る事業に費用を充てるということを考えておりまして、顕彰と申しますのは、同時にいただきました生家の保存活用、それからもう一つ、顕彰に関する同氏の功績をどのように顕彰していくかという事業になりますが、具体的には、これから検討していく内容でございまして、今具体的に、こういう事業に充てるということは、まだ現実に具体的に申し上げられることはございません。現在検討中でございます。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） ただいまの問題に関連して質問いたします。

今のところ、予算で積み立てをするというか、いただいた1,000万円のみということで、予算の

積み立ては考えていないということですが、今のところというか、短期的には、ここ二、三年という意味でしょうか。今後、将来どんな展開になってくるかわからないということで、こういった予算を積み立てるものとするという読み方でよろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 増山課長。

○総合政策課長（増山昌章君） お答え申し上げます。

委員おっしゃるとおり、現時点においてということございまして、これから顕彰に関する事業が具体化しましたら、そこに充当していきたいというふうに考えております。

○委員長（福田裕司君） よろしいですか。

○委員（針谷正夫君） はい。

○委員長（福田裕司君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 小平浪平氏に関していろいろな質問が出ているのですが、この第7条、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定めるとあります。この内容については、所管の常任委員会等に付議されることはあるのかないのか、お聞きします。

○委員長（福田裕司君） 増山課長。

○総合政策課長（増山昌章君） 現時点で、ここに定めます、委任する内容については、特に具体的なものはございませんが、他の基金条例と同様に必要な場合には、規則になるかと思えますけれども、定めるということを想定している条文でございます。規則でございますので、委員会で審議していただくということにはならないかもしれませんが、必要な場合には議員の皆様にご報告はさせていただきたいというふうに考えております。

○委員（関口孫一郎君） 了解しました。

○委員長（福田裕司君） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第110号を採決いたします。

本案は、原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第2、議案第111号 栃木市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

瀬下課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） ただいまご上程をいただきました議案第111号 栃木市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は4ページから5ページ、議案説明書は3ページから5ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書の3ページをごらんください。提案理由であります。学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては、引用条項の整備を行うものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

詳細につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次の4ページ、5ページをごらんください。左のページが現行、右のページが改正案となります。自己啓発等休業は、公務の運営に支障がなく、かつ職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、職員の申請により、大学等課程の履修、または国際貢献活動のための休業を承認するものでございます。

第4条は、大学等課程の履修に関して条例で定める教育施設について規定しておりますが、学校教育法の一部改正により、現在引用している法第104条第4項の前に3つの項が追加されたため、項ずれが生じることから改正するものであります。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の4ページをお開きください。こちらは制定文でありますので、説明は省略させていただきます。次の5ページをごらんください。改正文であります。内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明させていただきましたので、附則についてご説明させていただきます。

第1項の施行期日につきましては、平成31年4月1日から施行すること、第2項は、法律改正前の大学の課程に関する経過措置について規定しております。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

永田委員。

○委員（永田武志君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

この自己啓発等休業、これはどのような制度であるのかわかりやすく具体的に説明いただければ

と思います。よろしく申し上げます。

○委員長（福田裕司君） 瀬下課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 自己啓発等休業につきましては、職員から申請があった場合、公務の運営に支障がなかった場合、あと公務に関する能力の向上に資すると考えられるようなケースの場合に、それぞれ職員を派遣するというものでございますけれども、主に大学の履修等につきましては、公務に役に立つ授業等が考えられる場合には休んで授業に参加することを認めるというものです。また、国際貢献活動につきましては、俗にJICA等の後進地域における開発協力等に参加するといった内容になっております。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 申請の意思のある積極的な、前向きな職員全て手を挙げて、それが認可されるというか、認められるのか。それとも部内の組織で選定委員会みたいな選定も一応あるのか、そこら辺ちょっとお聞かせください。

○委員長（福田裕司君） 瀬下課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 条件としましては、公務の運営に支障がないということでございますので、特に選定委員会等の開催については考えていませんけれども、任命権者におきまして、能力の向上に資する、ただし公務の運営に支障がなければ承認をしていくという形になっております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 今までこの実例といいますか、ありましたら、ご報告いただきたい。

○委員長（福田裕司君） 瀬下課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 合併後の実績となりますけれども、大学等の課程に関する履修での申請はございませんでした。ただ、国際貢献活動については1名の実績がございます。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） よろしくお願いいたします。

今の件なのですけれども、1名、国際貢献のほうでいらっしゃったという形なのですけれども、行っている期間とか、休む場合ですから、普通だと給料も全額ではないですよ、出ていると思いますけれども、その辺の対応の仕方はどういうふうになっていたのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 瀬下課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 休業期間中につきましては、職務に従事していないので、給与のほうについては支払われておりません。

期間につきましては、大学等につきましては、原則2年、国際貢献活動につきましては、原則としまして3年以内という形になっております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） その方は戻ってきて、今も市役所の職員でお仕事をされているのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 瀬下課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 戻ってまいりまして、引き続き職員として職務に従事しております。

○委員長（福田裕司君） よろしいですか。

○委員（入野登志子君） はい。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） 先ほど1名ということで、1名が多いのだから、少ないのだから、私の考えるところなのですけれども、市役所である程度の枠をとって、これから専門的な勉強して市役所のサービス向上に充てるという考えなのだから、そういったところの考えの方向性というのはいかがでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 瀬下課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） あくまでも職員の申請に基づいて参加していただくという形になりますので、職員の意欲にかかってくるものではございますけれども、職員のほうから申請がありました場合には、できるだけ参加を後押しするような形で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） 私の考えるところなのですけれども、最終的に大学に行っていただいて、市民へのサービス向上に寄与できる人材づくりをしていただければと思うので、なるべく市役所から応援できるような体制づくりをお願いします。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 要望でよろしいですか。

○副委員長（福富善明君） はい。

○委員長（福田裕司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第111号を採決いたします。

本案は、原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第3、議案第112号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

瀬下課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第112号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は6ページから8ページ、議案説明書は7ページから9ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書の7ページをごらんください。提案理由でございますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、栃木市議会の議員の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては、第1条関係は期末手当について、本年度12月期の支給割合を100分の5引き上げること、第2条関係は、期末手当について来年度以降6月期及び12月期の支給割合を均等にするものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

詳細につきましては、新旧対照表によりご説明をいたしますので、次の8ページ、9ページをごらんください。まず、改正条例第1条関係の第6条第2項の改正につきましては、本年度12月期の期末手当の支給割合を100分の5引き上げ、「100分の172.5」から「100分の177.5」に改めるものでございます。

続きまして、改正条例第2条関係の第6条第2項の改正につきましては、来年度以降6月期及び12月期の期末手当の支給割合をともに「100分の167.5」に改めるものでございます。

次に、議案書によりご説明をいたしますので、議案書の6ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。次の7ページをごらんください。

改正文であります。内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明いたしましたので、附則についてご説明をさせていただきます。第1項につきましては、第1条の規定は公布の日から、

第2条の規定は平成31年4月1日から施行するというものでございます。第2項につきましては、第1条の規定は平成30年4月1日にさかのぼって適用するというものでございます。第3項につきましては、既に本年度の期末手当を支給しておりますことから、改正条例の公布前に支給した期末手当につきましては、内払いとみなすというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第112号を採決いたします。

本案は、原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第112号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第4、議案第113号 栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

瀬下課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） では、ご上程をいただきました議案第113号 栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は9ページから19ページ、議案説明書は10ページから39ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の10ページをごらんください。提案理由であります、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、栃木市職員の給与を改定するため、本条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては、第1条関係から第4条関係におきまして、宿日直手当の支給額、勤勉手当等の支給割合及び給料月額を引き上げ並びに扶養手当の一部引き下げ等につきまして改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、この後、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、次の12ページ、13ページをごらんください。まず、栃木市職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係でございます。宿日直手当に関する第16条の2の改正につきましては、第1項は手当の支給上限を勤務1回につき200円引き上げ、「4,200円」から「4,400円」に、第2項は年末年始の日直勤務については300円引き上げ、「6,300円」から「6,600円」に改めるものでございます。

次の勤勉手当に関する第17条の4第2項の改正につきましては、支給する勤勉手当の額の総額に関して第1号は再任用職員以外の職員について、12月期の支給割合を100分の5引き上げ、「100分の90」から「100分の95」に、課長級以上となります行政職給料表、7級以上の特定幹部職員にあっては「100分の110」から「100分の115」に改めるものであります。

第2号は、再任用職員について、12月期の支給割合を100分の5引き上げ、「100分の42.5」から「100分の47.5」に、特定幹部職員にあっては「100分の52.5」から「100分の57.5」に改めるものでございます。

第5項は、読替規定の整備を行うものでございます。

次に、16ページ、17ページをごらんください。このページから23ページまでは行政職給料表であります。給料月額を初任給で1,500円、若年層で1,000円程度、その他はそれぞれ400円の引き上げを基本に改定するものでございます。

24ページから31ページまでは、消防職給料表であります。行政職給料表との均衡を基本に改定するものでございます。

次に、32ページ、33ページをごらんください。栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）でございます。扶養手当に関する第8条第3項の改正につきましては、部長級に当たる職務の級が8級である職員の扶養親族たる配偶者、父母等について支給月額を「6,500円」から「3,500円」に引き下げるものであります。

次の第9条第3項第3号及び第4号の改正につきましては、扶養手当の改正に伴いまして、8級職員に対する手当の改定要件を追加するものでございます。

次の期末手当に関する第17条の改正につきましては、これまで6月期と12月期で異なっていた支給割合を平成31年度以降均等に配分するように改めるというものでございます。

第2項で再任用職員以外の職員について、6月期、12月期の支給割合をともに100分の130に、特定幹部職員にあっては100分の110といたします。

次に、34ページ、35ページをごらんください。第3項では再任用職員について、6月期、12月期の支給割合をともに100分の72.5に、特定幹部職員にあっては100分の62.5といたします。

次の勤勉手当に関する第17条の4第2項第1号の改正につきましては、改正条例第1条において再任用以外の職員について、12月期の勤勉手当の支給割合を100分の5引き上げますが、年間の支給割合を変更することなく、6月期、12月期の支給割合を均等にするものでございます。

第2号は、再任用職員の勤勉手当の支給割合につきましても同様に6月期、12月期の支給割合を均等にするものでございます。

36ページ、37ページをごらんください。一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条関係）であります。

第8条第4項の改正につきましては、字句の整理を行うものでございます。

第10条第2項の改正につきましては、特定任期付職員に対する12月期の期末手当の支給割合を100分の5引き上げ100分の170に改めるものでございます。特定任期付職員は、高度な専門的な知識、経験、またはすぐれた識見を有する者として採用された者で、現在総務課に配属されている弁護士が該当いたします。

また、別表第1、特定任期付職員給料表の改正につきましては、国家公務員の改定に準じまして、給料月額を改めるものでございます。

38ページ、39ページをごらんください。別表第2、任期付職員給料表の改正につきましては、国家公務員の改定に準じて給料月額を改めるものでございます。

次の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第4条関係）ですが、第3条関係において12月期の期末手当を100分の5引き上げますが、年間の支給割合を変更することなく、6月期と12月期の期末手当の支給割合を均等にするものでございます。

次に、議案書により説明をいたしますので、議案書の9ページをごらんいただきたいと思います。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。10ページからは改正文ですが、内容につきましては、先ほどの議案説明書の新旧対照表によりご説明をさせていただきますので、省略をさせていただきます。18ページの附則からご説明をさせていただきます。

第1項につきましては、この条例の施行期日は、公布の日からとしますが、第2条及び第4条の規定については、平成31年4月1日から施行するというものでございます。第2項につきましては、第1条及び第3条の規定による平成30年12月期の勤勉手当等の支給率の改正と給料月額の改正等は、平成30年1月1日にさかのぼって適用するというものでございます。

第3項につきましては、特定任期付職員の号給の決定の特例についての規則への委任規定となります。

第4項につきましては、このたびの給与改定によりまして、平成30年4月1日にさかのぼって給与が引き上げとなりますが、既に支払い済みの給与があるため、その分は給与の内払いとみなすと

いうものでございます。

第5項につきましては、規則への委任規定となります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 改定についてはわかるのですが、例えば第1条、第2条、第3条、第4条、第9条ですか、各項目でどうのこうのというのは、ちょっと時間の関係もあると思いますが、全体的にこの給与というものを捉えたときに、予算的には増えるのかなと思ったら、手当関係が減るので、増減というか、そこら辺は試算しているのか、もしあったらばお伺いいたします。

○委員長（福田裕司君） 瀬下課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 今回の給与改定に伴いまして、増となりますけれども、増となる金額としましては、トータルで約3,960万円程度となります。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） この改定を担当としてはどういうふうに考えますか。基本給というか、そのベースのほうは上がっていくような気がするのです。手当のほうが何か下がっていくから、そこら辺が国としては、こんな方向を持っていくのかなというのが、ちょっともしお考えがあれば伺いたいと思います。

○委員長（福田裕司君） 瀬下課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 今回手当で下がりますのは扶養手当になります。扶養手当の下がる対象となりますのは、はっきり言って部長級の職員の方の扶養手当が減額になるわけですが、こちらは、この扶養手当が少しずつ上がってまいりまして、それに伴いまして、その扶養手当以外の配偶者ですとか、そういった部分の手当を引き下げるといって改定が平成28年度の人事院勧告に基づいて行われてまして、その関係で下がるわけですが、影響する職員の数が少ないものですから、扶養手当については、今回下がる形になりますけれども、その他の手当、勤勉手当等については上昇するという形になりますので、国家公務員に準じた形での改定によりまして、民間給与との均衡が図れた給与になるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） ほかに。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） ちょっと理由を聞きたいと思います。

夏と冬の何といいますか、早く言えばボーナスという形なのだと思うのですが、わかりやすさという点で2分の1ずつになったのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 瀬下課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 期末手当が同じ額、率になったということにつきましては、民間の支給において、12月期、6月期で支給率が特に分かれていないというのが主な原因かというふうに考えております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第113号を採決いたします。

本案は、原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第113号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第5、議案第105号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第3号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内課長。

○財政課長（寺内秀行君） ただいまご上程いただきました議案第105号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをごらんください。平成30年度栃木市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,722万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ651億9,070万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によるとい

うものであります。

地方債の補正は、第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページ、6ページが歳出となっております。

なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

7ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正（追加）であります。所管関係部分は5項目ございます。まず、1行目の栃木市議会だより印刷につきましては、来年度の議会だよりの編集、発行作業等を迅速かつ円滑に進めるため、平成30年度中に入札事務を行う必要があることから、債務負担行為を追加させていただくものであります。

次の広報とちぎ印刷につきましても、来年度の広報とちぎの発行作業等を迅速かつ円滑に進めるため、平成30年度中に入札事務等を行う必要があることから債務負担行為の設定を追加させていただくものであります。

次の市民活動保険につきましては、来年度4月当初に請求事務が生じた場合に迅速に対応ができるようにするため、平成30年度中に入札事務等を行う必要があることから、債務負担行為を追加させていただくものであります。

次の市県民税特別徴収のしおり印刷につきましては、平成31年5月に配布するため、平成30年度中に入札事務等を行う必要があることから、債務負担行為を追加させていただくものであります。

8ページをお開きください。所管関係部分は、中段の仮眠用寝具借り上げでありまして、来年度の職員仮眠用寝具のレンタルを迅速かつ円滑に進めるため、平成30年度中に入札事務等を行う必要があることから債務負担行為を追加させていただくものであります。

9ページをごらんください。第3表、地方債補正（変更）であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。上段の補正前の起債の目的欄の1行目、道路維持事業から一番下の公園整備事業まで計4件について起債の限度額を変更するものであります。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更ございません。

ページが飛びまして、27ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。27ページは歳入、次の28、29ページは歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただき、引き続き所管関係部分の歳入についてご説明させていただきます。

30ページ、31ページをお開きください。2段目の14款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額899万1,000円の増額であります。説明欄の地方創生拠点整備交付金につきましては、とちぎ山車会館広場に市民や観光客の休憩スペース及び新たに創業を志す者等がチャレンジショップとして利用することが可能な小屋掛けを整備する山車会館広場拡張整備事業の実施に伴い、国庫補助金を増額

補正するものであります。

32ページ、33ページをお開きください。中段の17款1項2目1節総務管理費寄附金は、補正額5,500万円の増額であります。説明欄のふるさと応援寄附金につきましては、インターネット上のふるさと応援寄附申し込みサイトを増設したことや新聞広告等で積極的にPRを実施したことに伴い、増額補正するものであります。

次の小平浪平顕彰寄附金につきましては、株式会社日立製作所の創業者である小平浪平氏の顕彰のための栃木商工会議所からの寄附金であります。

34ページ、35ページをお開きください。18款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額3億9,783万8,000円の減額でありまして、補正予算の財源調整として基金からの繰り入れを減額補正するものであります。

次に、下段の21款市債であります。1項4目1節道路橋りょう債は、補正額7,260万円の増額であります。説明欄の旧合併特例事業債道路新設改良事業につきましては、市道1—61号線歩道整備事業、大平新などに充てる起債の増額による増額補正するものであります。

次の地方道路整備事業債道路維持事業につきましては、通学路安全施設整備事業に充てるため、増額補正するものであります。

次の地方道路整備事業債道路新設改良事業につきましては、市道各号線道路改良事業などに充てる起債の増額により増額補正するものであります。

次に、3節都市計画債は、補正額1,040万円の増額であります。説明欄の一般事業債その他レクスポ施設公園整備事業につきましては、都市公園等バリアフリー化改修事業に充てる起債の増額により増額補正するものであります。

次の旧合併特例事業債街路事業につきましては、今泉泉川線道路整備事業に充てる起債の増額により増額補正するものであります。

以上で歳入について説明を終わります。

引き続き、所管関係部分の歳出についてご説明いたします。36ページ、37ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額136万2,000円の増額であります。説明欄の職員課一般経常事務費につきましては、平成30年7月豪雨災害の被災地である広島県三原市へ職員を派遣するための旅費を増額補正するものであります。

次の電子入札システム運営事業費につきましては、契約管理・工事成績評価システムにおける元号改正に伴うシステム改修の委託料であります。

次に、2目文書広報費は、補正額51万1,000円の増額であります。説明欄の文書管理費（栃木）につきましても、文書管理システムにおける元号改正に伴うシステム改修の委託料であります。

次に、6目企画費は、補正額7,020万2,000円の増額であります。説明欄のふるさと応援寄附事業費につきましては、栃木市ふるさと応援寄附金の増額が見込まれることから、寄附者へのお礼品代

やふるさと納税ポータルサイトシステム使用料などを増額補正するものであります。

次のふるさと応援基金積立金につきましては、栃木市ふるさと応援寄附金の増額が見込まれることから、ふるさと応援基金への積立金を増額補正するものであります。

次の小平浪平顕彰基金積立金につきましては、株式会社日立製作所の創業者である小平浪平氏の顕彰のため、栃木商工会議所からの寄附金を小平浪平顕彰基金へ積み立てるものであります。

次の小平浪平生家管理費につきましては、寄附を受けた都賀町合戦場にある小平浪平生家の維持管理に伴う警備委託料が主なものであります。

次に、11目渡良瀬遊水地対策費は、補正額4万2,000円の増額であります。説明欄の遊水地化一般経常事務費につきましては、渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に伴い設立されました渡良瀬遊水地保全・利活用協議会における事業として希少動植物の保全、啓発のためのパンフレットを作成する経費などに充てるため、4市2町が負担する運営負担金であります。

次に、12目蔵の街費は、補正額200万円の減額であります。説明欄の職員人件費につきましては、時間外勤務手当の縮減により不用額が見込まれることや、人事院勧告を踏まえ、この差額分を精査し、時間外勤務手当を減額補正するものであります。

38ページ、39ページをお開きください。2款2項1目税務総務費は、補正額1,950万円の減額であります。説明欄の職員人件費につきましては、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました、所属の人数や役職等に変更が生じたことや、人事院勧告を踏まえ、その差額分を精査し、給料、職員手当等を減額補正するものであります。以下、各科目において補正しております職員人件費につきましては、同様の理由により給料等を補正するものでありますので、これ以降の説明は省略させていただきます。

続きまして、ページは飛びますが、74ページ、75ページをお開きください。1目常備消防費、2目非常備消防費は、職員人件費の補正でありますので、省略させていただきます。5目災害対策費は補正額191万4,000円の増額であります。説明欄の防災事業費につきましては、避難行動要支援者支援システムにおける元号改正に伴うシステム改修の委託料であります。

続きまして、ページは飛びますが、82、83ページをお開きください。所管関係部分は、10款4項4目文化財保護費でありまして、補正額844万1,000円の増額であります。説明欄の伝建地区拠点施設整備事業費につきましては、例幣使通り沿い建築物の内装設計委託料、安全対策の観点から場内のブロック塀等の撤去及び土壁の崩落防止工事費であります。

以上をもちまして、平成30年度栃木市一般会計補正予算（第3号）における所管関係部分について説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

入野委員。

○委員（入野登志子君） 歳入のほうの35ページで、土木債、右側の都市計画債の中で、一般事業費、バリアフリー化公園整備事業のところですけども、バリアフリー化改修事業と言われたんですけども、これはどのようなバリアフリーをされるのか、お伺いいたします。

○委員長（福田裕司君） 寺内課長。

○財政課長（寺内秀行君） こちらにつきましては、うずま公園のトイレに関しまして、点字ブロックとか、手すりとか、スロープなどの設置をするという工事費についての補正がございますので、そのための地方債の補正の増額でございます。

○委員長（福田裕司君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 続きまして、歳出のほうの37ページで、小平浪平生家の管理費ということで、警備委託料があるんですけども、これは警備ですから、民間の業者さんに委託をして、出入りするところの警備とかを見ていただく管理費ですか、確認させていただきます。

○委員長（福田裕司君） 増山課長。

○総合政策課長（増山昌章君） お答えを申し上げます。

現在所有者の方と引き渡しについての協議を進めているところでございますが、委員ご質問のとおり、建物の全体のセキュリティーでありまして、現在セキュリティーで使用しているものを、そのまま当面引き継ぐというふうに考えておりますので、入り口だけでなく、建物全体についてのセキュリティーでございます。

○委員長（福田裕司君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） わかりました。補正予算なので、今年度分だけということで、計上されているわけですか。

○委員長（福田裕司君） 増山課長。

○総合政策課長（増山昌章君） ご質問のとおりでありまして、1月から栃木市が実質的に所有いたしまして、管理するということを想定しておりますので、1、2、3月分、今年度分でございます。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 37ページをお願いします。

上から4事業目、ふるさと応援寄附金事業費、この謝礼代ですね、お礼品代の1,800万円、これは何名を想定しての予算であるのか、まずお聞きします。

○委員長（福田裕司君） 増山課長。

○総合政策課長（増山昌章君） お答えを申し上げます。

寄附金として4,500万円増ということを歳入で要求させていただいておりますが、その金額として4,500万円ということで、想定いたしますと、大体1,000件くらいということで考えております。約1,000件でございます。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 1,000件、了解しました。近年、この返礼品、お礼品、どのようなものを支給されているのか、お伺いします。

○委員長（福田裕司君） 増山課長。

○総合政策課長（増山昌章君） 現在栃木市が行っております返礼品につきましては41事業者、368品目でございます。主なものといたしますと、イチゴ、それからブドウ、革製品、ウナギなど、地元市内の特産物を提供させていただいております。

以上であります。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） この支給に関しまして、市民からのリクエストというか、金額によって、その品も変わっていくと思うのですが、まず要望に沿って品を選定する、決定するという形の理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 増山課長。

○総合政策課長（増山昌章君） おっしゃるとおりでありまして、市内の業者さん等からご希望いただきまして、市のほうで選定させていただいているということでございます。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 関連というか、ふるさと応援寄附金ということで、品代で、多分パーセンテージ、40%ぐらいかなというふうに思うのです。もう一つ、ちょっと話は違うのですが、ふるさと納税のほうも多分そんな感じであったのかなと思うのですが、まずここをちょっと。同じなのか、別なのか、ちょっとまず確認をさせていただきます。

○委員長（福田裕司君） 増山課長。

○総合政策課長（増山昌章君） 済みません。ご質問が……中身がちょっとわからないので、申しわけありません。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ふるさと応援寄附金ですね、今、ふるさと納税のほうの返礼品のほうが頭をよぎったものですから、ダブらないと思いますけれども、まず確認を。それからやります。

○委員長（福田裕司君） 増山課長。

○総合政策課長（増山昌章君） お答え申し上げます。申しわけありませんでした。

同じでございます。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） これに対しては、私のほうも、自分のほうの持論ですけれども、やはり返礼品が過熱しているということが、今全国的にも、民間の業者に頼んだりということがありますよね。だから、その辺が運営的にどうなのかなということで、今回PRとか、インターネットを使って4,500万円を今度は見込んだと、追加で。それが多分昨年よりはアップしているのだろうと思いますが、過熱して行って、ある自治体では、それが非常に困ったような話もいろいろ聞いております。そういうことについて、ちょっとどうお考えかをまず確認させていただきます。

○委員長（福田裕司君） 増山課長。

○総合政策課長（増山昌章君） お答えを申し上げます。

今回歳入として4,500万円の増、当初1億円を見込んでおりましたが、これまでの推移から4,500万円増ということを見込んでの今回の補正予算を上程させていただいたわけですけれども、その中の返礼品の割合ですとか、クレジットカードや申し込み時のインターネットの使用料、その他手数料等々につきましては、従前どおりでございます。今回特に何かの手数料の割合を増やしたとか、そういうことはございません。従前どおり進めております。

それと、基本的な部分でご質問にもあったかと思うのですが、栃木市としては総務省からの通知にあります返礼品3割というところを守って進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そうしますと、さっき言った40%ということの解釈としては、どんなふうに持っていくのか、一応指導なのでしょうけれども、お伺いいたします。

○委員長（福田裕司君） 増山課長。

○総合政策課長（増山昌章君） ご説明申し上げます。

返礼品代といたしますと、ここに説明の欄に寄附御礼品代ということで、1,800万円ということで、確かに4,500万円の40%になります。内訳を申し上げますと、商品代はあくまでも30%でございまして、JTB、返礼品を管理するシステムというのがありまして、それにかかる費用がJTBにお支払いする手数料が8%、それから送料が2%かかりますので、それで合計して40%ということで、返礼品はあくまでも30%に抑えております。

以上でございます。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） テレビでも今、非常に過熱していて、その上限を決めてきたというような経緯はそのとおりなのですが、確かに寄附金は欲しいわけですから、その運営を、前も言ったように過大になってしまうと、ただ返礼品目的だというふうになってしまうので、今言ったようにJTBが管理している、確かにサイトで流していますので、その辺にとらわれないで、栃木市のよ

さを守ってもらいたいなというふうに思ったので、この質問をさせてもらいました。ありがとうございました。

○委員長（福田裕司君） 要望でいいですか。

○委員（天谷浩明君） はい。

○委員長（福田裕司君） ほかにございませんか。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 35ページの歳入ですが、市債のところ質問させていただきます。

この中に道路新設改良事業費については、旧合併特例事業債を使用していると。同じ新設の改良事業で一番下の1,840万円については普通の事業債で、特例債を使う場合と一般事業債を使う場合との、その仕分けというか、どんなふうな使い方をしているか、その基準というか、超えてはならないということはあるでしょうけれども、その辺どんなふうなお考えで、これは特例債にしましょうとか、これは一般事業債でやりましょうとか、その辺の見きわめはどのようにお考えか、お尋ねいたします。一般的には大きい事業ということになるのかと思いますが、お尋ねいたします。

○委員長（福田裕司君） 寺内課長。

○財政課長（寺内秀行君） 合併特例債と地方道路等整備事業債の区分けということにつきましては、路線ごとに、この路線は合併特例事業債が当たりますよというのと、合併特例債に当たらないものについては地方道路等整備事業債を充てざるを得ないということから、基本的には大きい路線が対象にはなりがちなのですけれども、路線ごとに合併特例債に当たるものが大体決まっております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 目的が合併特例債の基準に合わないということで、やむなくというか、そういったニュアンスでよろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 寺内課長。

○財政課長（寺内秀行君） そのとおりでございます。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 36ページ、上段の1目一般管理費ですか、先ほど説明いただきました。普通旅費、広島派遣ということなのですが、現在高窪さんが行かれているのですか。これは選定基準といたしますか、派遣職員の選定基準、どのような経緯を経て派遣者が決まるのか、そこら辺を教えてください。

○委員長（福田裕司君） 瀬下課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 今回の派遣につきましては、全国市長会のほうから被災地からの応援要請がございまして、その中で技師の方を求める要請が非常に多くて、そういった中で三原市のほうで技師のほうを要請していたので、市内のほうに応募をかけまして、派遣可能というご回答をいた

だいたいで、派遣するという形になったものでございます。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） ただいま応募という言葉が出たのですが、これはあくまでも前向きな職員の意思を尊重して決定するという解釈でよろしいのですか。

○委員長（福田裕司君） 瀬下課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 今、応募という形でお答え申し上げたところなのですが、実際には派遣要請の一覧表のほうを各部署のほうに示しまして、この場所に派遣可能かどうかというのを問い合わせまして、派遣可能というふうな回答があった場合に派遣を決定したという形でございます。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） そうしますと、家族構成、ありますね。本人が前向きな協力的な職員で、ぜひ行きたいと、そういった要望があったとします。たまたま奥様とまだ養育中の小さな子供の2人なり、3人家族で、そういった場合のケースは極力奥さんの精神的負担、苦痛も不安も考慮して、本庁としては選定を考慮しているのか、そこら辺ちょっと伺います。

○委員長（福田裕司君） 瀬下課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 派遣の職員につきましては、もちろんご家族がいる場合には、そのご家族の協力が得られなければ非常に難しい面がございます。そういったところで、ご家族の協力等が得られるかどうか、本人にも確認した上で派遣するようにしております。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） この派遣された職員に関しましてのメリットと申しますか、メリットという言葉はふさわしくないと思うのですが、それなりの功労賃ではないのですが、そういったものは全国的にケースであるのですか、ないのですか。全く地元で職を遂行する方と同じ条件なのか、そこら辺を教えてください。

○委員長（福田裕司君） 瀬下課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 派遣された職員につきましては、その費用につきましては、派遣先の団体から負担金として本市のほうに入るという形になっているのですが、それ以外に派遣に関する諸手当につきましては支給がされることになっております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 1つ、75ページの歳出のほうなのですが、消防費なのですが、これについて避難行動要支援者システム改修業務、さっきちょっと説明は聞いたのですが、何だかよくわからないのですが、どんなことの内容でシステム改修に委託をするのか、ちょっと伺いたします。

○委員長（福田裕司君） 糸井課長。

○危機管理課長（糸井孝王君） お答え申し上げます。

この避難行動要支援者システムでございますけれども、平成25年6月に災害対策基本法が改正されました。市町村長が避難行動要支援者についての名簿を作成しなければならないということが決められました。そのために平成26年度から導入をしたシステムでございます。具体的にはシステムに住民基本台帳の情報、あるいは介護情報等を取り込みまして、要支援者避難の支援をしなければいけない方の一覧を作成するシステムでございます。

今回元号が改正されるということで、その対応のための改修と、それと今現在このシステムがウィンドウズ7にしか対応していないシステムになっておりまして、そちらのウィンドウズ7が2020年1月にはサポートが切れるということが発表されておりますので、最新のウィンドウズ10に対応するようなシステム改修もあわせて行うものであります。

以上でございます。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） なかなかこの委託というのが見えないのですよね。効果が見えないというのは失礼かもしれませんが、理解がちょっとしづらいところもあるので聞いたのですけれども、そうしますと、例えば栃木市の、この地域に何か災害が発生したとすると、運用をもうちょっと聞きたいのですよ。その住民に避難要請か何かを出すというような形の理解でよろしいのですか、とりあえず。

○委員長（福田裕司君） 糸井課長。

○危機管理課長（糸井孝王君） 災害の際に避難に支援が必要な方の名簿を作成するというのが一番の目的でございますけれども、そのほかにこちらGISを搭載しているシステムになっておりますので、例えば土砂災害警戒区域にお住まいの方の一覧を出したりとか、そういったこともできるようになっておりますので、例えば最悪土砂災害が起きた場合に、そのエリアに住んでいる方の一覧を出すということもできるようになっております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） 8ページです。債務負担行為の中の8ページなのだけれども、平成30年度仮眠用寝具借上げの件なのですけれども、この借上げ寝具の用途、どんなときに使うか、何名ぐらいの用意をされているのだから、ちょっとお聞きいたします。

○委員長（福田裕司君） 栗田課長。

○消防第1課長（栗田 誠君） 仮眠用寝具借上げについてご説明いたします。

この仮眠用寝具にあつては、泊まり勤務をする約150名の職員の仮眠用寝具となっております。

2人1組で約75組、これを365日借用するものであります。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） 使用については、どんなときに使うのだから、教えてください。

○委員長（福田裕司君） 栗田課長。

○消防第1課長（栗田 誠君） お答えいたします。

消防業務で24時間勤務で泊まり込みをする職員の寝具で毎日使用しているものであります。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） ありがとうございます。消防で使うということで、確認いたしました。

一般の職員と違うということを確認しましたので、以上で終わります。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 関連でお願いします。私は、てっきりこれは職員用かと思っていました、今消防という答えが出ましたので、ちなみに職員用の準備、災害期間に関係各所、災害のときに不眠不休で行動されるわけですけれども、その職員用の仮眠室なり、仮眠寝具レンタルは用意されているのか、それとも家に帰って寝てきなさいという形をとっているのか、そこら辺伺います。

○委員長（福田裕司君） 栗田課長。

○消防第1課長（栗田 誠君） そのことにお答えいたします。

あくまで仮眠用寝具は勤務する職員数だけを用意しております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第105号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第105号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（福田裕司君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午前11時11分）